

領事手数料改定のお知らせ

2018年(平成30年)4月1日から、下記のとおり、領事手数料が改定されます。

4月1日以降の申請から、改定手数料が適用されますのでご注意ください(3月31日までに申請された分については、受領が4月1日以降でも2017年度(平成29年度)の手数料が適用されます。)

例：2018年3月29日(木)に申請を受領し、4月5日(木)に旅券を受領する場合
⇒2017年度(平成29年度)の旅券手数料が適用される。

2018年(平成30年)4月1日以降の領事手数料(単位:チェココルナ)

旅券(パスポート)

10年(20歳以上)	3,410
5年(12歳以上)	2,350
5年(12歳未満)	1,280
記載事項変更旅券	1,280
査証欄増補	530
帰国のための渡航書	530

証明

在留証明	260
出生、婚姻、死亡等、身分上の事項に関する証明	260
警察証明の翻訳証明	940
署名又は印章の証明(官公署に係るもの)	940
署名又は印章の証明(その他のもの)	360
自動車運転免許証抜粋証明	450
健康保険証明書抜粋証明	

➤手数料のお支払は、受領時に現金にてお釣りのないようお願い致します。

※クレジットカード、デビットカード、小切手、Postal Money Order など現金以外でのお支払いはできません。

(注意)領事手数料は、原則として毎年1回、4月1日付で改定され、同日以降の申請分に適用されます。